

注：
本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus サステナビリティ報告

ISSBが特定の温室効果ガス排出の開示要求に関するIFRS S2号に対する修正を提案

目次

このiGAAP in Focusは、2025年4月28日に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案（ED）「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に示された、IFRS S2号「気候関連開示」に対する修正案の概要を示しています。

背景

修正案

発効日とコメント期間

詳細情報

- ISSBは、特定の温室効果ガス（GHG）排出の開示要求に対する追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置を明確化するために、IFRS S2号に対する的を絞った修正を提案しています。
- 具体的には、ISSBは、以下のことを行うために、IFRS S2号に対する修正を提案しています。
 - 企業が、デリバティブ、ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）、および保険に関連する排出（insurance-associated emissions）に関連するスコープ3カテゴリ-15のGHG排出を、スコープ3カテゴリ-15のGHG排出の測定および開示から除外することを容認する。
 - 一部の状況における「世界産業分類基準」（GICS）の使用についての救済措置を提供する。
 - 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（GHGプロトコル）とは異なる方法をGHG排出を測定するために用いることが、法域の当局または企業が上場する取引所によって要求されている企業のための既存の救済措置は、そのような要求事項が当該企業の一部にのみ適用される場合にも利用可能である旨を明確化する。
 - 企業または企業の一部が、法域の当局または企業が上場する取引所によって、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価からではない地球温暖化係数（GWP）の数値の使用を要求されている場合、それらのGWPの数値の使用を容認する。
- 公開草案のコメント期間は、2025年6月27日に終了します。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

背景

ISSBは、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号の適用を支援しています。これには、「IFRS S1号及びIFRS S2号に関する移行支援グループ」（TIG: Transition Implementation Group）において、ステークホルダーによって提起された課題の公開の議論が含まれます。ISSBは、TIGの作業およびステークホルダーとの対話活動を通じて、識別された適用上の課題を検討しました。

これらの適用上の課題に対応して、ISSBは、IFRS S2号における特定要求事項を適用することについての複雑性、報告の潜在的な重複のリスクおよび関連コストを低減させることを目的とした、IFRS S2号の的を絞った修正を提案することを決定しました。

修正案

スコープ3カテゴリ15のGHG排出の測定および開示

ISSBは、企業がスコープ3カテゴリ15のGHG排出の開示を、IFRS S2号において定義されているファイナンス・エミッション（すなわち、企業が投資先または相手方（counterparty）に対して行った融資および投資に帰属する排出）に限定することを容認することを提案しています。したがって、企業は、デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）または保険に関連する排出（insurance-associated emissions）をスコープ3のGHG排出の開示から除外することが容認されます。企業は、これらの開示を任意で提供することが引き続き認められます。

そのような排出を除外する企業は、除外したデリバティブおよび他の金融活動の数値（amount）を開示し、スコープ3カテゴリ15のGHG排出の開示を限定する目的で何をデリバティブとして扱うかを説明することが要求されます。

Observation

IFRSサステナビリティ開示基準において「デリバティブ」の用語は定義されていないため、企業が何をデリバティブとして扱うかを説明する要求事項が提案されました。その結果、企業は何をデリバティブとして扱うかを決定するために判断を適用する必要があります。ISSBは、IFRS S2号において「デリバティブ」の用語を定義することを検討しましたが、定義しないことを決定しました。IFRS会計基準およびその他の一般に認められた会計原則および実務はデリバティブの定義を提供していますが、ISSBは、これらの定義をGHG排出の測定の目的で使用すると、意図しない複雑性をもたらす場合があると考えています。

ファイナンス・エミッションに関連する特定の要求事項の適用におけるGICSの使用

商業銀行または保険の活動を有する企業は、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報を開示することが要求されます。これらの企業は、ファイナンス・エミッションの情報を分解するにあたり、相手方を分類するためにGICSを用いることが要求されます。

ISSBは、GICSの使用についての以下の救済措置を提案しています。企業は、以下を用いて相手方を分類することが要求されます。

- (a) 企業または企業の一部が、報告日時点で、融資および投資の活動を分類するために企業のいずれかの部分においてGICSを用いている場合は、GICS
- (b) 企業が（a）の条件を満たしていない場合には、企業または企業の一部が、気候関連財務情報の報告について融資および投資の活動を分類するために、法域の当局または企業が上場する取引所によって用いることが要求されている代替的な産業分類システム¹
- (c) 企業が（a）、（b）の条件を満たしていない場合には、企業または企業の一部が、財務報告目的で融資および投資の活動を分類するために、法域の当局または企業が上場する取引所によって用いることが要求されている代替的な産業分類システム¹
- (d) 企業が（a）、（b）、（c）の条件を満たしていない場合には、一般目的財務報告書の利用者にとって有用な方法で、分解されたファイナンス・エミッションの情報を提供できるように、企業が選択した産業分類システム

また、ISSBは企業に対し、ファイナンス・エミッションの情報を分解するために用いている産業分類システムを開示すること、および企業がGICSを用いていない場合は、産業分類システムの選択の根拠を説明することを要求することも提案しています。

Observation

上記（a）に基づきGICSを使用するという要求事項案は、企業のいずれかの部分が融資または投資の活動を分類する目的でGICSを用いている状況において適用されます。ISSBは、GICSを用いる要求事項を、企業が全体としてGICSを用いている状況に限定することを検討しました。しかし、実際にはこの分解された情報を提供する目的でGICSを適用することが要求される企業が非常に少なく、比較可能性に悪影響を与えることを、ISSBは懸念していました。

1. 企業が複数の法域または取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる1つの分類システムを選択することが要求される。

GHGプロトコルの使用に対する法域別の救済措置

ISSBは、IFRS S2号を修正し、GHGプロトコルとは異なる方法をGHG排出を測定するために用いることが、法域の当局または企業が上場する取引所によって要求されている企業のための既存の救済措置は、そのような要求事項が当該企業の一部にのみ適用される場合にも利用可能である旨を明確化することを提案しています。ただし、その場合、当該救済措置は、企業に関連する部分についてのみ利用可能であり、かつ、その要求事項が適用される限りにおいてのみ利用可能となります。

地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

同様に、ISSBは、企業の全部または一部が、法域の当局または企業が上場する取引所によって、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価によるものではない地球温暖化係数（GWP）の数値を用いることを要求されている場合に、企業は、その要求事項が適用される限りにおいて、企業に関連する部分について、そのような法域の当局又は取引所によって要求されているGWPの数値を用いることを容認することを提案しています。

Observation

ISSBは、この追加的な救済措置案を適用する企業について、追加の開示要求を提案しないことを決定しました。ISSBは、企業が企業自身のGHG排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプットおよび仮定を開示することがすでに要求されていることに留意しました。したがって、企業は用いられたGWPの数値に関する情報が、この開示に関連しているかどうかを検討する場合があります。これには、例えば、用いられたGWPの数値の記述や、企業が最新のIPCC評価からのGWPの数値を用いなかった理由の説明が含まれる場合があります。

発効日とコメント期間

本公開草案は発効日を提案していません。発効日は、ISSBが当該提案を再審議する際に決定される予定です。

公開草案に対するコメント期間は、2025年6月27日に終了します。

詳細情報

修正案についてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチツール（DART）は、財務およびサステナビリティ報告資料の包括的なオンラインライブラリです。[iGAAP on DART](#)はIFRS基準の全文にアクセスが可能であり、以下のリンク先があります：

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル、IFRS基準に基づく報告のガイダンスを提供します。
- IFRS会計基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表。

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告](#)に関する章は、企業の価値を大幅に高めることができる、より広範な環境、社会、ガバナンスの問題に照らして企業が考慮しなければならない開示要求および推奨事項に関するガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むiGAAP on DARTの詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティングリーダー

Veronica Poole

ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRS Centres of Excellence

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
Canada	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
Mexico	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
United States	Magnus Orrell	iasplus-us@deloitte.com
	Ignacio Pere	iasplus-us@deloitte.com
Asia-Pacific		
Australia	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
China	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
Japan	Kenichi Yoshimura	ifrs@tohatsu.co.jp
Singapore	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
Denmark	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
France	Irène Piquin Gable	ifrs@deloitte.fr
Germany	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
Italy	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
Luxembourg	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	ifrs@deloitte.nl
South Africa	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
Spain	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
Sweden	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
Switzerland	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[IGAAP in Focus — ISSB proposes amendments to IFRS S2 regarding specific greenhouse gas emissions disclosure requirements](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301